

令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託の公募に関する公告

公募型プロポーザル方式により実施する令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託について、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

常陸太田市長 藤田 謙二

1. 業務に関する事項

(1) 業務委託名

令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託仕様書」
のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 担当課

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地
常陸太田市総務部防災対策課
電話：0294-72-3111（内線352）

2. 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、関係法令及び常陸太田市財務規則（昭和62年規則第1号）を遵守し、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、複数の企業による共同参加は認めない。

(1) 本業務の実施について、常陸太田市の要求に応じて速やかに対応できる体制が整っており、十分な提案能力及び業務実績を有する者であること。

(2) 常陸太田市物品調達契約事務に関する規程（平成14年常陸太田市告示第38号）に基づく入札参加資格審査において審査を受け、資格を有する者であること。

なお、当該資格を有していない場合は、同等の条件であることを確認するため、次の表の書類を提出すること。

番号	書類名	備考
1	財務諸表（2年度分）	・直前2か年度分を提出すること。 ・両面印刷したものを提出すること。
2	登記事項証明書の写し	・参加申込日以前3か月以内の証明日のものを提出すること。 ・複写可。ただし、鮮明なものに限る。 ・両面印刷したものを提出すること。

3	国税（納税証明書の写し） 国税様式：様式その3の3 （法人）	<ul style="list-style-type: none"> • 本店、支店、営業所等の所在状況に応じ提出すること。 • 参加申込日以前3か月以内の証明日のものを提出すること。 • 複写可。ただし、鮮明なものに限る。
	県税（納税証明書の写し） 県税様式：様式第40号の4 （イ）	
	市税（滞納がないことの証明書）	

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成19年常陸太田市告示第71-2号）に基づく指名停止措置及び常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成2年告示第21号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 常陸太田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に基づく措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (8) 過去5年の間に、国又は地方公共団体等が発注する原子力防災訓練企画・運営支援業務及び訓練の評価業務等を受注した実績があること。

3. プロポーザル審査及び評価

(1) 審査方法及び結果の通知

令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記（2）の評価基準に基づき、総合的に審査を行う。プロポーザル審査結果については、決定後速やかに通知する。

なお、審査委員会での審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

また、プロポーザル審査当日の詳細については、対象事業者あて別途通知する。

(2) 評価項目

「令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領」の別紙「令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託公募型プロポーザル評価基準表」に定めるとおり

4. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に不足や不備、虚偽の記載があった場合
- (4) 提案価格が上限額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

5. 手続等に関する事項

(1) 担当課

常陸太田市総務部防災対策課

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地

電話：0294-72-3111（内線352）

FAX：0294-72-3002

Eメールアドレス：bosai@city.hitachiota.lg.jp

(2) 参加申込書の受付締切日

ア 提出期限 令和8年5月29日（金）正午

イ 提出先 (1)の担当課に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送または電子メールによる

(3) 企画提案書等の提出締切日

ア 提出期限 令和8年6月12日（金）正午

イ 提出先 (1)の担当課に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送（データを電子メール（原則5MB以下。超過する場合は分割送信可）で提出）

6. その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 公募型プロポーザルの参加にかかる全ての経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(4) 公募型プロポーザルの審査の内容に関しては、一切公表しない。

(5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 委託金額については、随意契約により決定する。

(7) 当該公告に基づき生じた権利義務は、令和8年度予算の執行が停止された場合には、その効力を失うものとする。